

「マイナンバー活用で確定申告は画期的に簡単・便利になる」

森信茂樹：中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員



マイナンバーが導入されてほぼ1年半がたつが、今年秋から本格運用が始まる「マイナポータル」を、納税に活用すれば、所得税の自主申告で、税額の計算や過不足がわかりやすくなる。「働き方改革」が目指す、副業や兼業が当たり前の社会の重要なインフラになるはずだ。

3つの社会インフラを提供
秋にマイナポータル、本格運用

改めてマイナンバー制度の意義を見直すと、われわれ個人には、新たに次の3つの社会インフラが提供されるということである。

第1は、マイナンバーそのものである。用途は、税務と社会保障（さらには災害など）に限定され、公平・公正な課税や社会保障の負担や給付の公平化・効率化に役立つ。

プライバシー保護の観点から、利用範囲が法律で厳しく限定され、不正使用などには刑事罰も用意されている。今後、利用範囲について、パスポートや戸籍、医療などへの拡大が検討されているが、どれも法律改正が必要だ。

第 2 は、マイナンバーカードを活用した公的な個人認証システムである。マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書に使えるだけでなく、カードに搭載された I C チップによって、個人認証用の符号を用いたさまざまな電子的な活用が可能である。

マイナンバーそのものを使うわけではないので、プライバシー侵害などの問題を克服することができる。活用する際には、法律の規制も原則、存在しないので、民間の知恵やアイデアで活用範囲を広げることができる。

すでに、インターネットバンキング、オンラインショッピングなど、民間のオンライン手続との連携（トラストフレームワーク）などの活用法や、健康保険証との連携などが検討されている。

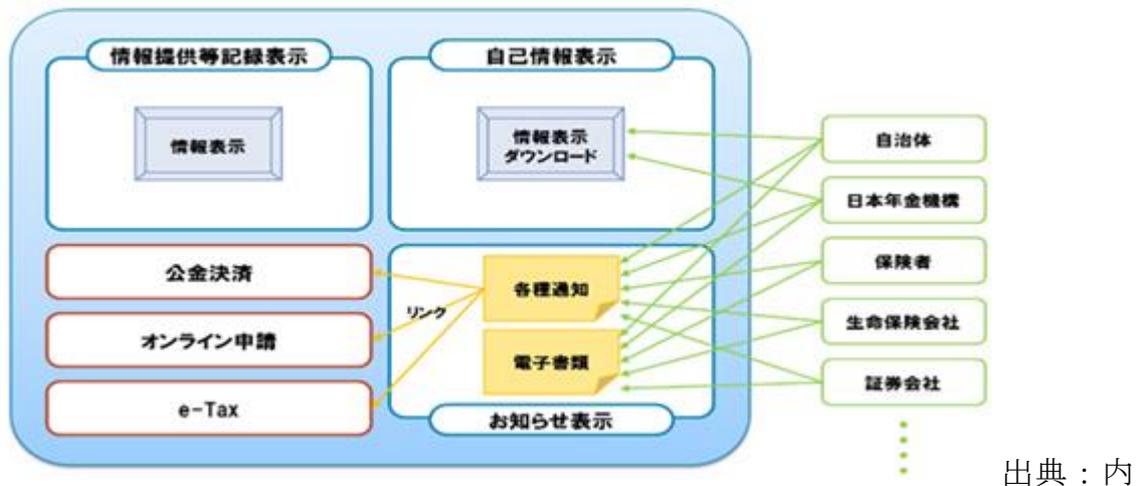
また、マイキー連携というコンセプトで、商店街のポイントサービスとの連携などによる商店街や地域経済活性化の方法も模索されている。

3 番目が、マイナポータルである。2017 年秋口から本格運用が始まる予定で、大変、利便性の高いインフラである。

これは、個人ごとに開設されるポータルで、情報提供等の記録の表示、自己情報表示、お知らせ表示などが可能になる。税理士や親族等を代理人に設定して、アクセス権を付与することもできる。

マイナポータルの利用には、マイナンバーカードと P C、カードリーダーが必要であるが、将来的には、N F C 対応のスマートフォンやコンビニ端末、C A T V などへ対象を拡大することが計画されている。

◆図1：マイナポータルイメージ



閣官房社会保障改革担当室資料を基に金融税制・番号制度研究会作成
拡大画像表示

このマイナポータルに電子申請機能を追加することで、お知らせ表示に届く通知を、児童手当の申請や予防接種の申し込み、保育園などの入園手続きの簡素化につなげることも検討されている。

たとえば児童手当の更新手続きについて、電子的に送付されてくる現況届の案内から、個人がオンラインで届け出を行い、所得証明書等の添付書類の提出を省略することで、申請者の利便性が向上する。それによってマイナポータルの利用促進につながる事が期待される。

記入済み申告制度を導入すれば
納税申告が簡単、便利に

ここで取り上げたいのは、マイナポータルを納税者のために活用する方法だ。この「記入済み申告制度」の導入を、筆者は数年来、提言してきた。具体的な提言内容は、ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページから入手できる。

これは、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された情報、たとえば源泉徴収票などに記載が義務付けられている所得金額や源泉徴収額などをあらかじめ申告書に記入して、納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正することで申告が終了する制度である。

申告納税制度のもとでの納税者サービスの一環として、北欧諸国などで導入されている。税務当局も、電子申告により、正確な納税情報が得られるというメリットがある。申告書の收受後に申告内容を審査する従来の申告方式に比べて、申告間違いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純なミスを予め防ぐことができるため、申告書收受後の事務が効率化されるのである。

導入の最も進んでいるスウェーデンなどの北欧諸国では、税務当局から送付されてきた申告書に、給与、利子所得、配当所得などと並んで、支払税額（国税・地方税）、税額控除額などが記入されており、納税者の税の過不足額（追加納税額や還付額）まで計算されて表示されている。

◆図 2：スウェーデンの記入済み申告書（イメージ）

収入		課税所得		資本所得(損益通算)	
給与	225800		228110	資本所得	+ 5954
医療給付	2310			資本所得からの控除	- 19400
	=				= 13446
	228110				
資本所得					
利子	3800	地方税	+ 58065	※ 税額加算分	
配当	2154	不動産税	+ 6362		
	=	年金保険料	+ 16100		
	5954	教会税	+ 2021		
		墓地税	+ 137		
資本所得からの控除					
譲渡損	10900	年金保険料控除	- 16100	※ 税額減算分	
借入金利	8500	勤労税額控除	- 12026		
	=	キャピタルロス控除	- 4033		
	19400			加算と減算の合計	
...		課税額合計	= 50526		
源泉徴収税額	53881	源泉徴収税額	- 53881		
		還付額	= 3355		

※ 1 ス

ウェーデン国税庁からのヒアリングの際に入手した記入済み申告書サンプルより作成

※ 2 イメージの中の「矢印」「注書き」は事務局による記載（出典：金融税制・番号制度研究会作成） 拡大画像表示

日本でも、マイナポータルの「情報提供等開示システム」や「電子私書箱機能」を活用することにより、保険者からの医療支払情報の入手、生・損保の保険料控除や住宅ローン控除に必要な証明書の受取りが可能となるので、これを「e-Tax」と連動させれば、簡素な記入済み申告ができるようになる。さらには、「電子決済機能」を使って、クレジットカードなど民間の決済サービスと連動した形での

納税も可能になる。

政府税調、北欧などを調査
副業増える社会のインフラに

政府税制調査会は、4月下旬～5月上旬頃にかけて、米国、カナダ、英国、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国などに委員を派遣しており、現地調査の報告会が近々、予定されている。

◆図3：EU加盟国の導入状況



出典：

European Commission, “Tax Policies in the European Union 2016 Survey,”
2016 拡大画像表示

いよいよ日本でも、番号（マイナンバー）を納税者の利便向上に活用しようという方向での検討が始まるということだろう。

記入済み申告制度が導入されれば、納税者が手間をかけずに、自主申告をすることができる制度への道を開くことになる。

個人の兼業・副業が当たり前になるような社会では、副業などの経費を自主的に申告することにより、税金を確定することが必要になることから、この制度の可能性は大きい。

国税当局は準備に時間がかかるといった理由などから、導入に慎重のようだが、すでに多くの先進国が始めている納税者サービスを日本で導入できないはずはない。

(中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹)